

- ◇ 送致件数879件の法令別内訳は、多い順から、
- ・海事関係法令違反 437件（全体の約51%、以下同じ。）
 - ・漁業関係法令違反 259件（約29%）
 - ・刑法犯 92件（約10%）
 - ・海上環境関係法令違反 68件（約8%）
 - ・薬物・銃器関係法令違反、出入国関係法令違反 3件（約0%）
 - ・その他の法令違反（電波法違反等） 20件（約2%）
- となっています。
- ◇ 海事関係法令違反（437件、前年452件）の送致状況については、前年より減少しましたが、違反の傾向としては、依然として、マリンレジャー活動等に伴う水上オートバイやプレジャーボートといった小型船舶にかかる無資格運航、無検査運航等に関する法令違反が191件と多く、全体の半数近くとなっています。
- また、明石海峡航路における貨物船等の航路外航行違反についても33件を送致しています。
- ◇ 漁業関係法令違反（259件、前年241件）の送致状況については、小型機船底びき網漁船や刺網漁船等による無許可操業や区域外操業等の違反が115件と半数近くを占めています。また、所謂「磯荒らし」と呼ばれるさざえ、あわび等の密漁（漁業権侵害）についても49件を送致しています。
- ◇ 刑法犯（92件、前年109件）の送致状況については、船舶の衝突、乗揚げ等の業務上過失往来危険罪が73件で、全体の約80%を占め、船舶における人身事故等の業務上過失致死傷罪が15件、船舶内における傷害罪が2件などとなっています。
- ◇ 海上環境関係法令違反（68件、前年81件）の送致状況については、船舶からの油（船底に溜まった不要な油性混合物）の排出事犯、海洋への船舶の投棄事犯等の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が59件と全体の約87%を占め、次いで、不要となった廃棄物を沿岸海域に投棄するといった廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が9件、船舶から積荷を降ろす際に脱落防止措置を施さなかった港則法違反が7件などとなっています。
- ◇ 薬物・銃器関係法令違反、出入国関係法令違反（3件、前年2件）の送致状況については、被疑者の特定に至らず送致した外国船舶における大麻取締法違反が2件、入管法違反が1件となっています。